

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：32677

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K17165

研究課題名（和文）企業結合における取得原価の配分とのれんに関する実証研究

研究課題名（英文）Empirical research on purchase price allocation and goodwill

研究代表者

高橋 由香里（Takahashi, Yukari）

武蔵大学・経済学部・准教授

研究者番号：10706758

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：識別可能資産及び負債の時価評価の問題に着目し、企業結合における取得原価の配分とのれんの関係について検証した。2010年4月以降の上場企業同士の企業結合にかかる注記から取得原価の配分に関する情報を抽出したところ、新たに無形資産を認識する企業は多くなく、その結果として計上されるのれんの金額が、理論上言われるような超過収益力を表すとはいえない可能性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際的にのれんの規則償却再導入をめぐる議論が引き続き行われているため、当初認識におけるのれんの性質を検証する重要性は引き続き高いと考えられる。また、仮に正ののれんの規則償却が国際標準の会計処理となった場合、国際的調和化のために一時利益計上とされた負ののれんの会計処理の取り扱いが問題となる可能性がある。正ののれんと負ののれんそれぞれの会計上の性質や対称性を明らかにすることは、こうした問題を検討するうえで重要であると考えられるため、本研究の内容を早急に研究成果として公表できるよう努めたい。

研究成果の概要（英文）：Focusing on the valuation of identifiable assets and liabilities, we examined the relationship between purchase price allocation and goodwill in business combinations. Extracting information on purchase price allocation from the notes on business combinations between listed companies since April 2010, many companies do not recognize intangible assets newly. It was suggested that the amount of goodwill to be recorded may not represent the excess earning power that is theoretically said.

研究分野：財務会計

キーワード：のれん 企業結合会計

1. 研究開始当初の背景

のれんに関する国内外の学術研究においては、正ののれんを前提に、のれんの資産性の有無や償却が減損かという点に着目した実証研究が多く蓄積されてきた。通常は正ののれんが生じる、という認識は、制度・理論面と実態面の双方に支えられているものと考えられる。

制度面、すなわち会計基準においては、いわゆるパーチェス法において識別可能資産及び負債へ企業結合の取得原価を配分する際に、各要素を適切な時価で評価することが求められる。このことから、理論的な先行研究では、合理的な売り手を想定すれば所有物を時価よりも低い価額で売却することはないため、負ののれんは生じ得ないものとされてきた。また実態面においても、米国では 2000 年から 2007 年の間に負ののれんが生じたことを開示した企業はわずか 127 社 (Comiskey et al. 2010) であり、とりわけ国外においては負ののれんが生じることは稀であるとされている。

しかし自身が行ってきた研究によれば、次の 2 点において、こうした前提とは異なる事象が生じている可能性が示唆される。第 1 に、日本では負ののれんが生じる事例が少なくないという点である。高橋(2014)によれば、日本の上場企業同士の企業結合において正ののれんが生じた案件数と負ののれんが生じた案件数は約 3:2 の割合であり、決して負ののれんは特殊なものではないことが明らかになっている。第 2 に、識別可能資産及び負債の時価に基づく取得原価の配分が実際には行われていない可能性が示される点である。高橋(2014)では、日本の上場企業同士のき M&A 全体の傾向として、対価の金額が被取得企業の(時価ではなく)簿価純資産額よりも大きいか否かが、生じるのれんの正負を分ける重要なポイントとなっていることが示された。このことは、正ののれんが生じた場合であっても、会計基準に規定されるような時価ではなく、事前の簿価に基づく取得原価の配分が行われている可能性を示唆している。

以上の点を踏まえると、これまで負ののれんの発生原因として先行研究で指摘されてきた資産及び負債の測定誤差は、正ののれんにも生じている可能性がある。このように負ののれんの発生原因の分析視点をを用いるとともに、負ののれんの発生事例を分析対象として加えることで、正ののれんの会計上の性質について、正ののれんのみを分析対象としたこれまでの先行研究とは異なる新たな知見が得られるものと考えられる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、企業結合により生じる正ののれんの会計上の性質を実証的に解明することにある。とりわけ、企業結合における識別可能資産及び負債の時価評価の問題に着目し、多くの先行研究や会計基準で「超過収益力」と表現されてきた正ののれんの会計上の性質に焦点を当てる。正ののれんの性質を解明することは、のれんの規則償却の再導入をめぐる国際的な議論に資するものと考えられる。

本研究では、のれんの会計上の性質を明らかにするため、識別可能資産及び負債の時価評価とのれんの関係性について、次の 3 つの観点から検証することとした。

(1) 時価評価差額とのれんの大きさ

仮に、企業結合の対価が被取得企業の時価純資産額を参照した金額であり、かつ被取得企業の資産及び負債が公表前の帳簿価額とほとんど変わらない金額で引き継がれるのであれば、識別可能資産及び負債の時価評価による評価差額が小さいほど正ののれんまたは負ののれんが小さくなることが予想される。本研究では、実際にそうした事象が見られるか否か、見られる場合には時価評価差額の大きさの決定要因を解明する。

(2) 識別可能無形資産等への取得原価の配分

企業結合時には、既存の資産及び負債のみならず、仕掛研究開発費等の、新たに認識すべき識別可能資産及び負債の評価・測定が行われる。当該資産及び負債が過大または過小計上されれば、取得原価の配分差額として生じるのれんも過大または過小となる可能性がある。本研究では取得原価の配分の内訳について実態分析を行うとともに、新たな識別可能無形資産及び負債の認識とのれんの関係について検証を行う。

(3) 正ののれんの償却期間

資産及び負債の測定誤差により正ののれんが生じた場合と、その他の要因によって正ののれんが生じた場合とでは、当該のれんを計上した企業の経営者にとって、のれんまたはのれん償却費のもつ意味が異なる可能性がある。こうしたのれん償却費に対する認識の違いが、選択されるのれんの償却期間に反映される可能性がある。そこで本研究では高橋(2012)を拡張し、のれんの性質に対する経営者の認識を明らかにするために、正ののれんの償却期間の決定要因を検証する。

3. 研究の方法

本研究では実態面からのれんの会計上の性質を解明することを目的としているため、実際に

行われた企業結合にかかる各種データを用いて検証する。なお、日本の会計基準において 2010 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より企業結合会計が大きく変わったため、2010 年 4 月以降に公表された企業結合を検証対象とする。

前述の 3 つの検証課題で鍵となる項目は、識別可能資産及び負債の時価評価差額、取得原価の配分先となる資産及び負債の内訳、発生したのれんの金額、およびのれんの償却期間である。時価評価後の識別可能資産及び負債の金額は、結合後企業の有価証券報告書の注記において「受け入れた資産及び負債」として開示されることから、被取得企業の企業結合直前の帳簿価額がわかれば、時価評価差額を推定することができる。そこで検証対象となる企業結合を、上場企業同士の企業結合に限定する。被取得企業が上場企業であるか否かについては有価証券報告書では開示されないため、レコフ M&A データベースや日経バリュースearchといった企業活動に関するデータベースやプレスリリースを組み合わせ、上場企業同士の企業結合が有価証券報告書の注記に開示される期を特定する。取得原価の配分先となる資産及び負債の内訳、発生したのれんの金額、およびのれんの償却期間は、有価証券報告書の注記にそれ自体が記載される。

4. 研究成果

有価証券報告書の企業結合関連の注記から目視で取得原価の配分にかかる情報を抽出した。研究期間終了時点では実証分析のためのデータ整理を行っている途上段階であり、どの程度の企業が新たな識別可能無形資産を認識しているか、あるいは既存の資産および負債が時価評価の結果どの程度金額が変動したかなど明確な結果は出ていないが、注記を見る限り、識別可能無形資産を計上した企業はそれほど多くないと考えられる。

企業結合における取得原価の配分と経営者報酬との関係を検証した Shalev et al.(2013)では、検証対象のサンプルにおいて、顧客関連無形資産や仕掛研究開発費などの識別可能無形資産に対して平均で取得原価の 20%超が配分されていることが示されているが、日本企業ではこれらと異なる結果となることが予想される。

研究期間内に研究成果の公表には至らなかったが、国際的にのれんの規則償却再導入をめぐる議論が引き続き行われているため、当初認識におけるのれんの性質を検証する重要性は引き続き高いと考えられる。また、仮に正ののれんの規則償却が国際標準の会計処理となった場合、国際的調和化のために一時利益計上とされた負ののれんの会計処理の取り扱いが問題となる可能性がある。正ののれんと負ののれんそれぞれの会計上の性質や対称性を明らかにすることは、こうした問題を検討するうえで重要であると考えられるため、本研究の内容を早急に研究成果として公表できるよう努めたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----